

平成21年(ネ)第5746号
控訴人 アブドゥル アジズ 外
被控訴人 国 外

幸良 告書

2011年8月31日

東京高等裁判所民事第17民事部 御中

上記控訴人代理人

弁護士 浅野 史



当職は、2011年8月18日、控訴人ANIS. J. PADUKO SIMAJO (アニス ジェー パドウコ シマヨアニス 控訴人番号N. 282) から、下記の通り聴取したので、その聴取内容を報告する。

記

第1 身上関係

- 1 私は、カンパール県リアウ州の旧バトゥ・ブルスラット村で生まれ育ちました。コトパンジヤン・ダム建設により1995年に現在のバトゥ・ブルスラット村に移転し、現在もバトゥ・ブルスラット村に居住しております。
- 2 私の生年月日は1942年1月1日です。
- 3 私の同居の家族は、移転時は妻と子供2人でした。
現在の同居の家族は、妻、娘及び娘の配偶者とその子供2人です。
- 4 移転前、私はゴムを売買する仕事に就いており、収集係でした。
現在は、無職です。
- 5 私は、1986年ころから2008年までバトゥ・ブルスラット村のニニックママック（慣習法指導者）の地位にありました。
バトゥ・ブルスラット村には移転前も現在も5個のスク（氏族）があります。それぞれのスクの名前は、ドモ、チャニアゴ、ピトパン、マラユー、ピリアンであり、私はスク・ドモの一員です。私がバトゥ・ブルスラット村の慣習法指導者の地位についている間、私はスク・ドモを取りまとめる長の地位にありました。この長の地位はダトゥと称しますが、ニニックママックとは社会的な身分を言い表す言葉で、ダトゥとはそれを日常的に言い表す言葉です。

第2 コトパンジャン・ダム建設について

私は、コトパンジャン・ダム建設に関し、1991年にインドネシアの首都ジャカルタや日本で抗議活動を行いましたので、それらのことを中心に申し述べることいたします。

1 コトパンジャン・ダム建設設計画が進む1991年ころ、私たち村民はダム建設に伴う移転の問題、補償金の問題等に頭を悩ませていました。

そのようなところ、正確な年月日は忘れましたが、ジャカルタのNGO団体の一員であるイエニ一氏ら数名がバトゥ・ブルスラット村を訪れました。私たち村民が、イエニ一氏らに対して、私たち村民の置かれている状況を説明したところ、イエニ一氏は、クドオンボ・ダム建設の例を引き合いに出しました。イエニ一氏によれば、クドオンボ・ダム建設では、村民たちが望むか望まないかに関わらず、ダム建設が強行され、犠牲者が出てとのことで、このコトパンジャン・ダム建設がクドオンボ・ダム建設と同じようなことにならないようしなければならない、村民たちが強制的に移転されたり、村民たちが居住したままダムへの貯水が強行されることがないようにしなければならない、と述べました。

2 当時の私たち村民が置かれた立場からすると、このようなイエニ一氏らの指摘は至極もつともなことでした。そして、私たち村民は、イエニ一氏らに対して、補償金の金額がとても低廉で、全く不当であり、不満を募らせていたこと、したがって、ダム建設により生じる様々な問題は何ら解決されていないこと等を述べました。

そもそも、私たち村民は、ダム建設に伴って居住場所を移転すること自体望んでいませんでした。私たち村民は、昔から先祖代々築き上げてきた土地その他の財産がありましたから、ダム建設に伴う移転によりその財産を失うことは誰も望んでいなかったのです。私たち村民には「金の雨よりも石の雨の方がよい。」との諺がありますが、ダム建設によって良いことがある旨州政府などから言っていたものの、私たち村民は当時の暮らしに十分満足しており、特段、当時の居住場所を離れて移転することなどは望んでいませんでした。

しかし、当時のスハルト政権下でのインドネシアの民衆は、政府が打ち出した政策に反対することは極めて困難な状況に置かれており、政府の政策に全て賛成しなければならない立場にありました。日本の皆さんにはなかなか理解して頂けないかもしれませんし、実際に私が1991年9月に日本に抗議活動を行ったときにも、日本の皆さんに私たちの気持ちがあまり伝わっていないと感じましたが、当時のインドネシアでは、政府の政策に従わなければ、いろいろと嫌がらせをされます。例えば、政府は、私が日本に抗議活動を行ったことを問題視しました。私が日本での抗議活動を終え、インドネシアに帰国した際、インドネシアの警察が私に目をつけ、私のことを捜し回っていました。そのため、私は、自宅のあるバトゥ・ブルスラット村に1年間ほど帰ることはできず、西スマトラのバトゥ・サンカールという所に身を寄せていきました。

したがって、民衆は政府により決められた政策が強制的なものであっても、仕方がな

いという気持ちで、従わざるを得ませんでした。

前述のように、私たち村民は、本心では、誰もダム建設に伴う移転など希望していませんでしたが、スハルト政権下では、ダム建設という政策そのものに逆らうことは許されなかつたので、補償金の金額を問題としたのです。そして、この補償金ですら、本来であれば私たち村民との話し合いの下に基準や金額が決められるはずであったにもかかわらず、州政府が一方的に選んだ一部のニニックマックと州政府が勝手に決めてしまい、結果として決められた補償基準や金額は州政府にとって思い通りの極めて低廉なものでした。私たち村民が、このように村民との話し合い・合意なきまま勝手に決められた補償基準や金額に強い不満を抱くのも当然のことです。

そのような中、ジャカルタからイェニー氏らのような私たち村民の声を聞いてくれる方が訪れてきたので、私たち村民はとても喜びました。

3 私たち村民は、イェニー氏らと会議を何回もしました。会議の場所は、私の自宅や同じバトゥ・ブルスラット村のハジ・アミール氏宅、あるいはコト・トゥオ村の村民宅でした。イェニー氏らとの会議には、バトゥ・ブルスラット村からは私が、コト・トゥオ村からはムアス氏、ジャマリス氏らが、ムアラ・タクス村からはサリフ氏らがそれぞれ参加していました。

しかし、このような会議も安心して行える状況ではありませんでした。警察や軍隊、州政府の役人はしょっちゅう村に出入りをし、村民はいつも彼らの監視下に置かれていきました。彼らは、村民に一見何気なく近づき、一緒に煙草を吸ったり、世間話をしながら村民と接触を図り、村の情報収集と監視を行っていました。警察や軍隊が直接に暴力をもって会議に介入してくることはなかったものの、村民から「警察がきた。」との情報をもらい、会議を中途で解散することがたびたびありました。スハルト政権下では、政府の政策に反対する会議や集会などを開くことは事実上不可能であり、例えば、警察は、このような会議を開いていることを察知すると、二度とこのような会議を開かせないようにしていました。したがって、私たち村民は、皆一致団結し、村民の誰かがあぶないという情報を入手したら、直ぐに私たちに知らせてもらうような手はずを整えておりました。村入たちは、何か「あぶない。」ということに気付いたら、進んで私たちに状況を知らせてくれ、私たちは即座に会議を中断していました。

私たちは、このようにとても気を付けながら何回も会議を行っていましたが、あぶないと感じ、村を離れてパヤンブという町まで出て会議をしたこともあります。

4 ところで、私の自宅のあった旧バトゥ・ブルスラット村はコトパンジャン地域の中心的な村であり、多数の警察官が常駐していました。そのため私たちの活動もバトゥ・ブルスラット村ではなかなかやりにくく、少し離れたコト・トゥオ村でいろいろな活動を行うことになりました。

コト・トゥオ村ではたくさんの会議が行われました。私もその会議には出席していました。

私たち村民は、はじめは会議で話し合うだけでしたが、だんだんと何か行動をしなけ

ればならないという雰囲気になり、州政府の協議会に抗議に行ったりしました。このような抗議行動を行った結果、私たち村民は、少しずつ勇気を持つようになり、さらに何とかしようということになりました。

そして、前述のように、パヤクンブという町で会議を行った際、ジャカルタと日本に抗議に行こうということが決められ、私が抗議に行くことになりました。当時、インドネシアでは地方自治はあまり機能しておらず、中央政府が全てを決めていました。また、ジャカルタは中央政府の要人が集まっている場所です。そこで、地方政府ではなくジャカルタに、そして日本に抗議に行こうということになったのです。ジャカルタには私のほか、前述したムアス氏、ジャマリス氏らとイェニ一氏らNGOの人たちが行きました。そして、日本には私とイェニ一氏が行くことになりました。私が、ジャカルタと日本に抗議に行くことになったのは、私が村民の中で活動的に行動していたことからです。

5 ジャカルタや日本で私が訴えたことは、コトパンジャン・ダム建設に当たって約束されていたことを守らせようということでした。例えば、パーマネントな家が確保されること、適正妥当な補償金であること、収穫可能なゴム園が与えられるべきこと等々です。日本の国会議員と会ったときに、印象の残っていることは、その国会議員が「日本政府はインドネシア政府を信じすぎているので、とても恥ずかしい。」という発言をしたことです。

私が日本での抗議活動を終え、帰国した際には、日本ではいろいろな人に会え、私たち村民の訴えを伝えることができたので、私たち村民の闘いが成功するだろうと思っていました。

6 私は、前述のように、日本から帰った後、1年間ほどバトゥ・ブルスラット村に帰ることができず、バトゥ・サンカールという所に身を寄せっていました。

そして、バトゥ・ブルスラット村の自宅に帰り、しばらくしてから、日本の政府関係者が私の自宅を訪れました。この日本の政府関係者は、通訳と村の役人を連れて、事前に何の連絡もなく突然やってきました。日本の政府関係者は、私から意見を聞くようなことはせずに、コトパンジャン・ダム建設の問題は日本政府の責任ではなく、インドネシア政府の責任であるというようなことを一方的に述べました。私は、このことを聞いて、怒るというよりか、とても嫌な気持ちになり、絶望感を感じました。私は、日本政府がこの問題を責任を持って、インドネシア政府とともに解決してくれる 것을期待していました。

このように日本の政府関係者は、一方的に自分の言いたいことを話し、1時間くらいで帰りました。なお、通訳は、私が常用しているミナンカバウ語ではなく、インドネシア語の通訳でした。

第5 終わりに

私は、コトパンジャン・ダム建設により、住民に被害が生じるだろうことは、コトパンジャン・ダム建設の話しを聞いた当初より感じていました。前述のとおり、当時の住

民の気持ちとしては、コトパンジャン・ダム建設による移転などは望んでおらず、昔通りの生活を続けたいというのが本心でした。昔通りの生活を続けるという選択肢があれば、その選択肢を選んでいたはずです。しかし、当時、コトパンジャン・ダム建設とそれに伴う住民移転に対して正面から反対の声を上げることはできない状況でした。

住民たちは、現状に飽き飽きしている状況です。バトゥ・ブルスラット村でいえば、まともな土地ももらえず、十分な農業生産はできていません。また、住民たちは移転前と比べ、生計手段が著しく変化し、生活環境はがらりと変わりました。自分も、移転する前に 10 ha ほど土地を購入しましたが、移転後に家を建て替えるために売らざるを得ませんでした。移転に当たって支給された家はとても狭く、到底居住に適さないようなものだったのです。

日本の裁判所には、私たち村民の置かれた状況を正確に理解して頂き、公正な判決を言い渡してくださいるよう切に希望致します。

以上